徳島県告示第５７０号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により意見を聴取したので、同条第３項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス美馬店

美馬市美馬町字中通１８６番１ほか

２　法第８条第１項の意見の対象となった届出に係る告示

令和８年徳島県告示第３５５号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

３　法第８条第１項の規定により美馬市から聴取した意見の概要

⑴　歩行者の通行の利便の確保等

歩行者と車両の動線を明確に分離するとともに、出入口での安全確認の徹底や十分な見通しの確保、注意喚起表示など、必要な交通安全対策を講じること。

⑵　防災・防犯対策への協力

夜間の防犯について配慮すること。

⑶　騒音の発生に係る事項

搬入時間の配慮、防音対策、設備の適切な配置などにより騒音の低減を図ること。

⑷　街並みづくり等への配慮等

周辺近隣に、夜間照明の影響による光害が生ずることがないよう配慮すること。

影響があると認められた時は対策を講じること。

４　意見の縦覧場所及び期間

⑴　縦覧の場所　徳島県経済産業部産業成長推進課及び美馬市経済部企業応援課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

⑵　縦覧の期間　令和８年11月13日から同年12月13日まで